

京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：平成28年8月4日（木）

場 所：京都市保健福祉局会議室

1 障害を理由とする差別に関する相談対応事例及び事例を踏まえた取組について・・・資料1

京都市の事例

京都市から概要説明・補足説明があった後、次のような意見交換が行われた。（「(事)」は事務局の意見）

<交通局NO.1>

○ 見た目で分からない障害に関しては、周りの無理解が社会的障壁となることは実感している。白杖を持った方が乗車されてきた場合、優先座席に限定せず「座席をお譲りください。」と言うのが自然であると思うが、この事案では、なぜ「優先座席」と限定したのか。運転士は、見た目は健康そうに見える若者が、優先座席に座っていると思い、そういうアナウンスをしたように思うし、そうでなくても、そのような状況下で、アナウンスが自分に向けられたものと相談者が思うのは自然なことである。

また、優先席に座るのに、理由を説明する必要はないと思う。

○ 精神障害や内部障害は、見た目では障害のあることが分からず、見た目でそれを理解することは無理である。客観的に見て、優先座席に若者が座っているようにしか見えない。運転士にその意識がなかったとしても、アナウンスが自分に向けられたものであると感じたことは十分に理解できる。

確かに、自分の障害について説明がうまくできればよいが、精神障害のある方は、自己表現が苦手であり、大勢の人の前では、自分の障害を言いにくいことを理解してほしい。

スマホで運転士を撮影するなど行き過ぎた行為はあるが、他の乗客からの野次が本人にとって相当なプレッシャーがかかることは、一般の方でも理解できることと思う。

これは、運転士の対応が悪いと言っているのではなく、普段の運転士の車いすの対応などを見ていると、障害についてきちんと理解され、対応されていることも伺える。大事なものは、これを相互理解のきっかけにして、無理解をなくしていくことである。対応欄にあるような説明をして対応が終わっていることは、課題であると思う。

また、乗客となる市民に対しても、理解を広めていく必要があるのではないかな。

○ あなたに向けたアナウンスではないということで済みますのではなく、障害について理解したうえで、話し合いをする必要があると思う。

○ 自分の障害を言いにくい状況はある。しかし、「自分のことは知られたくない」が、その一方で「分かっしてほしい」では、共感しにくい。

ただ、交通局も本人が求めていることを真摯に聞いて、どうしていくかを一緒に考えていく姿勢で進めていくべきと考える。

例えば、「しんどいときは、誰でも優先席に座っていいよ」というメッセージがあるとよい。

○(事) 市バスでは、優先座席を示すステッカーは、内部障害についても記載されたものが使われており、最近、大きく見やすいものに変更されている。また、車内放送の改善も考えられる。

○ 合理的配慮の義務違反になるかならないかを問題にするよりも、次にどのような対応をすべきかといった話につなげていかななくてはならない。

○ 見た目では分からないため、なかなか理解されず、合理的配慮がスムーズにいかないことはよくある。配慮を促すものも必要ではないか。例えば、「ヘルプマーク」も効果があるのではないかな。

また、啓発や研修については、障害者団体や当事者の話を聞き、体験・交流することが、障害に対する理解を深めるには最も効果的であると考えます。

○(事) ヘルプマークについては、付けるかどうかは本人の意思によるが、京都府が配布を始めており、市も配布・普及啓発に協力している。交通局でも市民や職員への周知に努めている。

＜教育委員会NO. 2＞

- 障害のある方からインターホンやエレベーターのボタンに手が届かないという話を聞くことがある。
- 学習施設入口のインターホンの設置については、予算的な課題があるとのことであるが、実際、どの程度の費用であれば改善が進むのか。
- (事) 予算については、他の事業等がある中で、施設整備も含めて、何を優先させるべきかという問題もある。各局区等には、来年度予算を検討するに当たり、障害者差別解消法の趣旨も踏まえて、必要に応じて「環境の整備」を進めていくよう伝える。

＜教育委員会NO. 5＞

- 本件は終結となっているが「ヘルパーの紹介は当課からできない」といった対応では、相談者は納得していないのではないか。
- (事) 相談者は、ヘルパーの派遣等の担当窓口が別にあることは理解されている。

京都府の事例

＜全体＞

- 今年度の事例を6件紹介しているが、昨年度の条例に基づく相談は63件であり、内容としては、公共交通や建物関係の相談が多かった。相談員が事業者等と話をする中で理解されるケースがほとんどであるが、条例及び法の趣旨や仕組みが知られていない例もあり、周知が課題であると感じている。

＜NO. 3＞

- (本件は「受注量の関係」ということだが、仮に)能力の差と業務量・給与の差の関係が含まれているとすれば、難しい問題がある。障害の程度や状態によって、当然、能力差は生じる。業務の効率を上げることは必要だが、業務が進まないものに無理をさせることや、賃金を下げることについては、いかがなものかと思う。
- 個々の雇用関係に関して、詳細は分からないが、能力や障害の状態に応じて、勤務時間や業務内容に差を設けることもあり得るだろう。

＜その他＞

- 昨年度の府の事案で、河川敷や公園の入口にP型のポールが設置されているため、大型の電動車いすが入れないという相談があったと思うが、そういった事例については、どのように対応されたか。
- 民間の店舗や施設においては、入口が複数あったり、ほかのルートを案内するなどの対応がある。また、既存の施設の改修については、すぐに対応できないこともあるが、新たに設置する施設においては、最初から配慮がなされる例もある。
河川敷や公園のポールは、バイクや自転車の侵入を防ぐために設置されており、利用者の安全確保のことも考えると、撤去という判断は容易ではない。
- その都度、人力で対応する方法も考える必要がある。当然、将来に向けて、設計段階で、バリアのないものにするという考え方を浸透させていくことは必要である。
- 民間の駅などで、P型のポールの片側を小さくし、バイクの進入禁止マークと車いすマークを大きく表示することで対応している例があった。

東部自立支援協議会の事例

＜全体＞

- 学校や先生の対応に関する相談が多かった。地域生活支援センターが相談を受けた場合は、相談員が間に入って、解決に向けて動いており、相談員の力は大きいと思う。学校にも地域生活支援センターの存在を知ってほしい。
- 事例3の先生の対応については、学校が謝罪をしたから終わりというものではないように思われる。ま

た、事例4のいじめの問題は、今後の学校との対話が大切である。

- 子ども同士のトラブルを解決していくには、保護者にも障害やその特性について知っていただく機会を設ける必要がある。

西部自立支援協議会の事例

<事例1>

- 医療的ケアが必要な子どもについて、予算や人員の課題があるとしても、教育を受ける権利の保障という観点から真剣に対応を考える必要がある。
- 喀痰吸引は、看護師でなくても研修を受けた教員も対応が可能ではないか。そういったことから何か考えられないだろうか。
- (事) 人員の課題もさることながら、医療的ケアを行う場合は、バスを停めなければならない、バス利用者の通学が長時間となることやバス停以外の場所で大型バスを停車させることが難しいといった問題もあると聞いている。
- マイノリティは、学校教育に限らず各種制度から排除されてきた。制度がそうになっているから仕方ないではなく、その人の立場に立って物事を考えること、ときには制度を弾力的に運用するなど知恵を絞っていくことが必要である。

<事例2>

- 西部圏域内で、医療的ケアの必要な児童・生徒を受け入れることができる放課後等デイサービスの事業所は、1～2箇所しかない。新たにオープンを予定しているところも、看護師の確保の課題があると聞いている。

その他…追加配布資料「偏見拡大の報道から、偏見なくす報道へ」

- 本年7月に相模原市で起きた「津久井やまゆり園」の事件を受けて、平成13年に起きた池田小学校の事件報道の反省に立った記事を紹介したい。
今回の相模原の事件の措置入院に関する報道では、これが活かされていないように思う。
また、退院の際の地域連携が全く行われていない。措置入院の在り方の見直しに向けた議論において、退院後の地域連携は、本来、本人の人生が悪い方に向かわないようにする視点に立つべきであるのに、社会防衛が前面に出ているのもいかなものかと思う。

2 「権利擁護」に関する課題とその解決方法について（金銭管理について）……………資料2

（時間の関係で、次回の部会で協議することとした。）